

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

平成28年9月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、応急仮設住宅建設ガイドラインについてであります。

このことについて一部の委員から、熊本地震を教訓に、応急仮設住宅の建設にスピード感が求められる中、本県では、南海トラフ地震等に備え、応急仮設住宅の建設のためのガイドラインを策定すると聞いているが、その内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、応急仮設住宅建設ガイドラインは、応急仮設住宅の建設において、平常時から準備すべきことや、発災時における対応等をまとめたものであり、県、市町、災害協定締結団体の役割分担及び行動基準等を明確化するとともに、

- ・ 応急仮設住宅の基本設計指針
- ・ 県内各地の気候やバリアフリー等に配慮した愛媛県版標準設計
- ・ 敷地面積の規模別で各市町最低1箇所以上となるように選んだ代表的敷地でのコミュニティ形成等を考慮した住棟配置計画

を作成することとしている。

なお、このガイドラインは、関係各課、市町、協定締結団体と共同で策定し、すべての関係者が共通認識を持ち、被災後、早期の建設着手を目指すものであり、「オール愛媛体制」での迅速かつ円滑な応急仮設住宅の建設に万全を期していきたい旨の答弁がありました。

第2点は、道路及び河川関係の防災・減災対策事業についてであります。

このことについて一部の委員から、9月補正予算における道路及び河川関係の防災・減災対策事業の内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、道路については、「地震防災関連道路緊急整備事業」として、離合が困難な箇所などの道路改良を実施するとともに、「道路防災・減災対策事業」として、法面防災対策や橋梁耐震対策といった既存道路の安全

性を高める対策等を実施することとしており、いずれも、原発避難道路や緊急輸送道路等を対象に、地元市町と協議しながら、優先順位の高い箇所から整備を進めていきたいと考えている。

また、河川については、「河川地震防災強化対策事業」として、浸水被害の発生が想定される重要水防箇所や、緊急輸送道路・避難路に近接する箇所の堤防・護岸等を改修することに加え、昨年度の法定点検を踏まえた施設の機能更新を実施するとともに、今年度から5箇年で特に緊急性の高い箇所の堤防補強を行う「河川堤防強化緊急対策事業」などにより、重要水防箇所等の護岸改修を計画的に進めている旨の答弁がありました。

第3点は、道路啓開計画についてであります。

このことについて一部の委員から、今回の9月補正予算で、道路啓開計画改定費を計上しているが、熊本地震を踏まえた変更点は何かとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県の道路啓開計画は平成26年3月に策定しているが、熊本地震では、道路の多数の箇所が被災したことから深刻な渋滞が発生し、救援・救助活動において、道路の早期啓開の重要性が再認識された。

現計画では、愛媛県建設業協会との大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、各地区ごとに複数の業者を割り当て、啓開作業を行うこととなっている。

しかしながら、大規模災害発生時には通信手段の乱れ等も考えられることから、あらかじめ路線ごとの啓開担当業者を定めることにより、発災時の自発的な作業を可能にするとともに、作業の目安となるタイムラインを設定することによって、啓開時間の短縮を図るなど計画の実効性を更に高めることを目的としているところであり、あわせて、本年3月に国が策定した四国広域道路啓開計画との整合も図っていく旨の答弁がありました。

このほか、

- ・公共土木施設応急復旧ガイドラインの策定
- ・とべ動物園における動物の確保
- ・漁港区域内の県管理道路の修繕

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。